

記載要領

- 1 「

譲渡及び譲受け
合 併
分 割

」 については、不要なものを消すこと。
- 2 2.（2）について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2.（1）又は（2）について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2.（1）又は（2）の名称以外の部分については記載を要しない。